

2020年度 事業報告書

《社会福祉事業》

1 障害者福祉サービス事業 共同生活援助事業「共同生活体北」の運営

利用者さんにはコロナ禍で不安な思いをされた方もいたが、例年通り変わりなく過ごせる生活を提供できるようにしてきた。

他の共同生活体と合わせて職員の質の向上を目指し、研修など参加できるようにした。

2 障害者福祉サービス事業 共同生活援助事業「共同生活体西」の運営

共同生活体ふみにスプリンクラーを設置した。

利用者さんの障害程度区分が高くなってきたので環境設備を整備できた。

3 障害者福祉サービス事業 共同生活援助事業「共同生活体東」の運営

利用者さん 女性1名（ほっしい入居）

コロナ禍のため、これまで定期的に体験をされていた方が出来なかった。

他のグループホームも含め、今後親御さんとも話し合い、体験を安心して継続し自立を目指せるようにケアしていく。

4 障害福祉サービス事業 共同生活援助事業「共同生活体知多」の運営

利用者6名になる。入居者同士のトラブルの対応が増えた。

日中活動の場がわっぱ以外で多岐にわたるので、日中での課題が見えにくくなった。

地域住民としての生活力を付けられるように入居者全員と生活体として課題に取り組んだ。

わっぱ知多共働事業所とも連携しながら、生活面でのケアをさらに充実させていく。

5 障害福祉サービス事業「生活援助ネットワーク」の運営

人材不足・育成・・・介助者について、短時間介助（送迎・入浴など）が不足、泊り希望は多いがマッチングが難しい。高齢化等に伴う介助内容に戸惑う介助者が多くフォローが必要。

高齢化・個々の病気・障害等についてだけでなく、メンタル・人とのかかわり方・報連相・時間の使い方・社会的モラル等働く上で必要なこと全般について研修や学習会を通じて共有した。

6 相談支援事業「障害者基幹相談支援センター」の運営【名古屋市委託】

月に一回の巡回相談（地域福祉相談）を障害の枠を超え、生活に困った方を対象にするようになってから、相談件数が増えた。生活に困っていることが障害を起因としたケースが多く、障害の枠で相談を受けることの限界を感じた。当法人で新住宅セーフティネット法で設置された居住支援法人を2019年2月に開設し、今まで以上に社会的に排除・差別等で生活に困っている方の相談が増えている。相談内容は障害の枠で括ることに限界があり、個々人が抱える困難さは多層・多重的問題から生まれるものであることを痛感する。

今後、基幹センターでは今後つくられるであろう、総合相談を担う一翼として、どのように各機関とのネットワークを構築するか協議検討が必要である。

7 相談支援事業「すずらん生活支援センター」の運営

主な実績（計画案作成 276 件、本計画作成 540 件）

報酬単価が下がり、加算は充実されたが、加算が取れていない。相談員補充も検討してい

く。

北区内の相談支援事業所との会議に参加するなど、ケースの抱え込みを無くし、活発な情報交換を心がけた。基幹相談とも連携していく。

8 相談支援事業「知多南部障害者地域生活支援センター わっぱる」の運営

昨夏2名の相談員の退職に伴い人員不足はもとより、2022年より基幹相談支援センター受託の計画があるため、相談支援専門員の補充が緊急課題になっている。職員の補充は他事業所からの異動で補ったが人材育成は必須。今年度については他市町と連携して相談を受けるようにした。

9 地域活動支援センター「ひろばわっぱる」の運営

継続してこられるようになった利用者さんとは、各人の得意・苦手も含めて課題を把握し、就労を希望している人にはその人の特技や良さを伸ばし就労につながるように相談事業と連携をして取り組んだ。また本人が苦手に行っていることも見方を変えながら生活者として力を伸ばしていけるように支援した。

10 地域活動支援センターⅠ型「ゾネットぼれぼれ」の運営

利用登録者数74名。他にも登録への不安や、障害受容等の理由から未登録での利用も一定数いる。精神障害、発達障害の利用者が大半を占めるが、知的障害の方も利用されており、少数だが身体障害の方もみえる。名古屋市の制度にこだわらず、受け入れることで障害受容できていない方も利用しやすくなっている。利用者の年齢層20～40代が中心となっており、男女比は6：4。午後からの来所者が多く、夕方頃にピークを迎える。一日あたりの利用者数は10数名。

11 福祉ホーム コムヌーモすずらんの運営

身体障害者の福祉ホーム。定員10名。入居者10名。

入居者の加齢に伴い医療ケアも必要になってきている。訪問看護の看護師さんとの話も聞きながら支援していく。

12 老人居宅介護等事業「生活援助ネットワーク」の運営

介護保険対象者4名。(内1名利用)

《就労支援事業》

1 就労継続支援A型「ワークショップすずらん」の運営

卸し売上、外部販売売上ともにコロナ禍のため、減少している。秋の大口販売も中止・客足減となった。卸しの方は売り上げが伸びた。

技術の向上、また継承もしていかなければならないが、日々の業務に追われ思うようにできなかった。

高齢化のため体力低下、通勤が困難になるなど。今後の支援を考えていく。

2 就労移行支援「ワークナビふくえ」の運営

2020年4月から単独事業。主にパソコン教室、簿記学習。

利用者さんが事業所に通うこと、パソコン操作でスキルを高めることが安定して自信が付いてきたら求職活動を始める。でも、通うことも困難な人もいて求職するまで行かない。新たな授業内容を検討していくこと、新規利用者さんを獲得することを課題とすした。

3 就労継続支援B型「わっぱのごはん」の運営

弁当の売上はあまり変わらない。営業ができず販路の拡大はできなかった。

ソーネカフェと連携しながら食材の下処理など請け負っていく。

職員間の意見交換をもっと増やす、利用者さんにどんな作業をやってもらうか、作業内容を検証しながら実践していきたい。

4 就労継続支援A型「リサイクルセンター」の運営

名古屋市からの委託によるペットボトルの粉碎・異物除去・圧縮・梱包・保管の業務。

830,000kg（年間）／委託費収入 19,278,861円

コロナの影響により家庭から出されるペットボトルが増加し、作業時間がかかるようになった。

さらに機械の故障も度重なり作業が遅延することもあった。利用者さんには不安を与えないように事前に作業状況を伝えるようにした。

5 就労継続支援A型「ソーネおおぞね」の運営

コロナの影響、カフェ部門は大きく受ける。利用者さんの働く時間には問題は無かったが営業時間が短くなったため売り上げは減少した。配食・テイクアウトに力を入れた。今後は業務内容の整理見直しをしていく。また、地域とのつながりをさらに深められるようにイベントなどに取り組み、広く呼びかけ交流できるようにした。

6 就労継続支援B型「わっぱ知多共働事業所」の運営

事業売上はわずかだけ増収。訓練等給付費収入は減収。利用者さんの安定した出勤が困難、対応を考えていく。わっぱの材料となる小麦の栽培は開所20年目にして「ゆめパン」として実現することができた。今後も安定供給すべく取り組んでいく。今後の課題として後継者育成、利用者さんが安心して続けられる就労環境を整える、互いの理解を深めることができる環境作りにも力を入れていく。

7 生活介護「生涯活動センターわっぱ一れ やまぐち」の運営

7月から、1名入院（誤嚥性肺炎）

8月から1名、12月から1名 新しく増える

活動の中心は、体力づくり！加齢に伴う体力・筋力・嚥下機能の低下、そして入院してしまうと長期になってしまうので、日常と違う違和感を感じたらその都度意見交換、みんなで相談し合った。

《公益事業》

1 障害者能力開発施設 なごや職業開拓校の運営

障害者雇用促進法に基づく「能力開発事業」

及び職業能力開発促進法に基づく愛知県からの「特別委託訓練」

①食品加工科 2年コース（知的）定員20名

②生産実務科 1年コース（精神）定員5名

③ドリームコース 1年コース 3～6ヶ月短期コース 若干名

特別支援学校まわり、見学者、体験実習の受け入れを通してPR活動に力を入れた。

入校希望者の確保が難しい。

2 なごや障害者就業・生活支援センター事業

登録者数201名。就職者数99名。実習64件。

新規面談日を毎週火曜日のみだったのを必要に応じて火曜日以外でも面談を行った成果がでた。これにより利用者の待機時間の短縮を減らすことが出来た。

経験年数があってもスキリアップができていないので、スタッフ一人一人の意識改革が必要だと思う。

3 尾張中部障害者就業・生活支援センター

登録者数63名。就職者数11名。実習21件。

開所して5年目。相談者数が年々減少しているため、地域や各関係機関に挨拶にまわり、周知を行った。

外出が多いため、スタッフ間のコミュニケーションの時間が足りない。意識的に時間を作れるようにしていきたい。

4 障害者の委託訓練制度

企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等地域の多様な委託先を活用し、障害者の能力、適性及び地域の障害者雇用ニーズに対応した委託訓練を機動的に実施することにより、障害者が就職に必要な知識・技能を習得し、その就職の促進に資するものとする。

5 職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援事業

障害者が職場に適応できるよう、障害者職業カウンセラーが策定した支援計画に基づきジョブコーチが職場に出向いて直接支援を行う。今年度は実施なし。

6 障害者介護派遣事業「生活援助のネットワークをひろげる会」の運営

地域社会で生活する、障害者の自立のため、ホームヘルパー（居宅介護従事者）を派遣し、身体介護、家事援助、日常生活支援を行っていく。

7 有料職業紹介事業の運営

有料職業紹介事業は、職業安定法（以下「法」という。）第30条の規定により厚生労働大臣の許可を受けて、法第32条の11に規定する求職者に紹介してはならないとされる職業以外の職業について、労働者保護のルールを踏まえた適正な職業紹介の実施に必要な紹介所の能力等についての審査を伴う許可制の下で認められているものとする。具体的には、無料職業紹介以外の職業紹介を行う事業、すなわち、営利を目的とするか否とに関わらず、職業紹介に関し、対価を徴収して行うものとする。

8 生活困窮者支援事業「名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター」の運営 【名古屋市委託】

住居確保給付金

これまでの「失業者」に加え 2020 年 4 月から「本人の責によらない理由で離職と同等の状況にあるもの」も対象になったため、コロナの影響で収入減少した方の申請が爆発的に増加した。

家計の収支を見える化し支出の見直しへの動機づけにしたり、滞納の解消に向けキャッシュフロー表を作成する等により、相談者自身が家計を管理できるようになるための支援である。

住居確保給付金の事務量が増大したため、年度前半は HW の促進事業や一時生活支援事業等を除いてはプランの作成を行わない取り扱いとなった。このため今年度は家計支援のプラン件数が減少している。

コロナの影響で今日明日の食費にも事欠く状況の相談が増え、食糧支援の回数が増えた。例年は債務を抱えるケースなどで弁護士や司法書士の相談に繋ぐことが多かったが、総合支援資金借り入れ中は債務整理ができないため、結果的に法律相談が減少した。

次年度以降、債務整理や自己破産を行うケースが増えることが予測される。

9 住宅確保要配慮者への居住支援事業『ソーネ居住支援』

活動による地域への波及・効果

既に連携をとっている「名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター大曾根」及び「名古屋市北区障害者基幹相談支援センター」に入居相談があった場合には支援者間でケース会議を行う事で相談の問題を整理し、住宅探しの問題においては「ソーネ居住支援センター」が引受け、具体的な入居相談・支援を行った。住居探し、引っ越し、片付けにおいても公営住宅や民間賃貸業者、引っ越し業者、片づけ業者とのマッチングを行い、不動産同行、立ち合いなど、スムーズに入居できるよう支援を行った。

また医療施設や福祉施設、行政からも問い合わせが来るようになり、多くの相談、居住支援の実施を行った。

そのような活動から地域共生交流拠点「ソーネおおぞね」に設けている「福祉・仕事・くらし 地域なんでも相談所」相談内容の対応が幅広くなり、連携している名古屋市・仕事暮らし自立サポートセンター大曾根・北区障害者基幹相談支援センター・訪問介護事業所・特別養護老人ホームの「かくれんぼ」が受けた居住相談の連携が密になった事で、各所の相談支援（生活保護課、いきいき支援センターなど）とも連携が取れるようになった。

さらに「国の家賃債務保証業者登録制度の登録を受けたナップ賃貸保証株式会社（国土交通大臣（1）第 57 号）」とも令和 2 年 3 月末に協定を結ぶことにより、住宅確保要配慮者への審査保証もできるようになった。現在、紹介実績は無しである。

10 生活困窮者緊急・一時宿泊支援事業「くらさぼステイ」の運営【名古屋市委託】 ※NPO法人ささしまサポートセンター 共同事業

支援するための住居 ①北区 3 戸
②中区 2 戸
③千種区 2 戸

スタッフ間、担当のサポートセンターと相談しながら関わり方を模索している。

名古屋市の実施要項による制約があり受入範囲が狭い中、支援した。

他の事業所とも連携して、一時的な支援に留まらず、相談者さんの生活面・仕事面・健康面など支援をしていく。